

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センターにおける公的研究費等の適正使用に関するコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画

統括管理責任者

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター（以下、「生体医工学研究センター」という。）における公正な研究活動、研究費の適切な運営・管理及び不正行為の防止を推進するために、「生体医工学研究センター公的研究費等の運営及び管理に関する規程」ならびに「生体医工学研究センターにおける研究活動等の不正防止に関する規程」に基づき、次のとおりコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定する。

1) 対象者

公的研究費等の運営・管理に関わる生体医工学研究センターの全ての構成員

2) 実施時期

- ・コンプライアンス教育：受講有効期間を4年経過後の年度末までとして、対象者がいる場合や新規採用者、転入者等がいる場合はその都度コンプライアンス教育研修を実施する。
- ・啓発活動：四半期（1月、4月、7月、10月）に1回実施する。

3) 実施方法

- ・コンプライアンス教育：日本学術振興会 eL-CoRE による研究活動コンプライアンス e-learning 研修
- ・啓発活動：既存の会議での啓発物の配布、構成員へのメール送付、掲示板等への啓発資料の掲示等

4) 実施内容

生体医工学研究センターにおける不正防止対策、運用ルール・手続・告発等の制度など遵守すべき事項、不正が発覚した場合の期間の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還などの処置、機関への影響、実際の事例などについて説明する。

5) コンプライアンス教育の理解度の把握

研究活動コンプライアンス e-learning 研修の過程における事例および確認テストを含め、本研修の修了をもって理解したものと捉える

6) 誓約書の提出

公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にはコンプライアンス教育研究受講後、生体医工学研究センターが定める「公的研究費等の運営及び管理に関する規程」「研究活動等の不正防止に関する規程」に基づく誓約書の提出を義務付け、受講者の管理を行う。

誓約書の提出ができない構成員は、公的研究費等の運営及び管理に関わることをできないものとする。